

アジア等諸国通貨建仕向外国送金取引にかかるご確認

アジア等諸国通貨建仕向外国送金は、通貨や送金先の国毎に制約が多い取引となります。
以下の内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

	確 認 内 容	
1	<u>＜外国送金事前申込サービスをご利用の お客さま＞</u> 原則として、 適用相場はお客さまが送金 依頼書を当行へ提出した翌営業日の相場 となります。	<u>＜セブンメイト Web サービスをご利用 のお客さま＞</u> 原則として、 送金指定日の相場を適用い たします。
2	送金受取人の口座は、お申込みの通貨で外国送金を受取可能であることをご確認ください。 ※お申込みの通貨で外国送金の受取ができない場合は、海外銀行から返却されます。	
3	送金取組後に、送金先の規制等により資金返却された場合、関係銀行等において手数料等が差し引かれることがあります。そのため、当初の送金金額から減額されて資金返却される可能性があります。	
4	送金依頼後は、原則として取消できません。	
5	当行が送金依頼の取消を認めた場合、または資金返却代り金を受領した場合は、当行と関係銀行間において発生する取消にかかる為替手数料や取扱手数料等、および為替差損（送金依頼時と取消時における為替変動による損失等）についてはお客さまにご負担いただきます。	

アジア等諸国通貨建仕向外国送金にかかる主な注意事項（2025年9月現在）

通貨	注意事項等
インドネシアルピア	・ 在インドネシア企業に出資する場合、通常インドネシア投資調整庁からの投資承認が必要となること。 ・ 送金内容によって、取引にかかる確認書類（契約書や請求書等）の徴求が必要となる場合があること。 ・ 親会社等による貸付金を送金した場合、受取人はインドネシア中央銀行宛てに報告を行う義務があること。
インドルピー	・ 外国送金依頼書には必ず IFSC※の記載が必要となること。 ・ 資本金送金をした場合、受取人はインド中央銀行宛てに報告を行う義務があること。 ※インド金融システムコード（Indian Financial System Code）
韓国ウォン	・ 外国送金依頼書には必ず受取人電話番号の記載が必要となること。 ・ 韓国に投資をする場合、事前に「外国人投資申告書」等の提出が必要となる場合があること。 ・ 20 千米ドル相当額超の送金をする場合、取引にかかる確認書類（契約書や請求書等）の徴求が必要となること。
ニュー台湾ドル	・ 送金宛先や取引内容によって、受取人は受取人取引銀行宛てに取引にかかる確認資料（契約書や請求書等）の提出が必要となること。 ・ 50 万新台幣ドル以上の送金については、受取人は受取人取引銀行経由で、台湾中央銀行宛「外為取引申告書」等の提出が必要となること。 ・ 出資や増資等の資本金送金をする場合、台湾当局の事前承認が必要となること。
フィリピンペソ	・ 親会社等による貸付金を送金する場合、事前にフィリピン中央銀行の承認が必要となること。 ・ 送金手数料は「依頼人負担」のみとなること。
ベトナムドン	・ ベトナム非居住者向けの送金ができないこと。 ・ 資本金送金において、直接出資（日本の親会社の直接出資によりベトナムに子会社を設立する等）の場合は、ベトナムドン建ての送金ができないこと。 ※間接出資（ベトナム地場企業に対し一部出資する等）は送金可能。
マレーシアリングgit	・ 1 万リングgit未満の送金ができないこと。
メキシコペソ	・ 口座番号は口座毎に個別に付与される CLABE コードを記載のこと。
UAE ディルハム	・ UAE 中央銀行が定める「送金目的コード（アルファベット 3 文字）」を受取銀行宛に通知すること。

注. 上記内容は、送金先の規制等により変わる可能性があります。